

尼崎市男女共同参画推進事業者認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、尼崎市男女共同参画社会づくり条例（平成17年尼崎市条例第59号）第18条の規定に基づき、職場等の環境の整備その他の男女共同参画社会づくりに関する取組を積極的に行っている事業者を認定し、広く周知することにより、市内の事業者の男女共同参画社会づくりの取組の普及及び推進を図ることを目的とする。

(対象事業者)

第2条 認定の対象となる事業者は、市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体（国・地方公共団体を除く。）とし、次の各号に掲げる要件に適合するものを、尼崎市男女共同参画推進事業者（以下「推進事業者」という。）として認定するものとする。

- (1) 性別にとらわれず、従業員の能力を生かす人事管理等の取組を実施していること又は2年以内の取組の実施を予定していること。
- (2) 仕事と家庭の両立を支援する制度を導入し、当該制度の利用を促進するための環境整備を行っていること又は2年以内の制度の導入等を予定していること。
- (3) 男女がともに働きやすい職場環境づくりの取組を実施していること又は2年以内の取組の実施を予定していること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進のための取組を実施していること。

(申請)

第3条 推進事業者としての認定を受けようとする者は、別に定めるところにより、尼崎市男女共同参画推進事業者認定申請書（第1号様式）に男女共同参画に関する取組状況報告書（第2号様式。以下「取組状況報告書」という。）のほか必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(認定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、同条に規定する書類及び必要に応じ実地により審査するものとし、第2条に掲げる要件に適合していると認めるときは、推進事業者としての認定を行うものとする。

(認定証の交付等)

第5条 市長は、前条の認定を行ったときは、尼崎市男女共同参画推進事業者認定証（第3号様式。以下「認定証」という。）を推進事業者に交付するものとする。

2 市長は、推進事業者について、市のホームページ、広報紙等により広く周知するとともに、推進事業者に対し、男女共同参画に係る情報提供その他の必要な支援を行うものとする。

(取組状況の報告)

第6条 推進事業者は、毎年、市長が別に定める日までに取組状況報告書を提出しなければならない。

(認定の有効期間等)

第7条 認定の有効期間は、認定した日から2年間とする。

2 推進事業者は、前項の有効期間を更新しようとするときは、更新の申請を行うものとする。

3 第3条、第4条及び第5条第1項の規定は、前項の更新の申請について準用する。

4 前項の規定において準用する第4条の規定に基づき更新の認定を行う場合において、当該推進事業者が前回の認定の際に2年以内に実施を予定していた取組等がいまだ実施されていないときは、市長は、更新の認定を行わないものとする。

(変更の届出)

第8条 推進事業者は、第3条(前条第3項において準用する場合を含む。)の規定により申請した内容に変更が生じた場合には、尼崎市男女共同参画推進事業者変更届出書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合において、当該変更の内容が、第2条に規定する基準に基づく認定に影響を及ぼす可能性があると認めるときは、当該推進事業者に必要な書類の提出を求め、書類による審査を行うものとする。

(認定の取消し)

第9条 市長は、推進事業者が第2条に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、認定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、尼崎市男女共同参画推進事業者取消通知書(第5号様式)により、当該事業者へ通知するものとする。

3 第1項の規定により認定を取り消された事業者は、速やかに認定証を返還しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

(尼崎市男女共同参画推進事業者表彰要綱の廃止)

第2条 尼崎市男女共同参画推進事業者表彰要綱(平成19年12月7日施行)(「旧要綱」という。)は、廃止する。

2 旧要綱に基づき表彰を受けたものについては、なお効力を有する。

付 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。